

長崎市監査公表第2号

地方自治法第199条第2項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和5年2月15日

長崎市監査委員	柴原慎一
同	三谷利博
同	奥村修計
同	林広文

令和4年度

監査報告

行政監査

(公の施設の指定管理事務について)

市民生活部

原爆被爆対策部

市民健康部

こども部

商工部

文化観光部

水産農林部

土木部

建築部

東総合事務所

北総合事務所

教育委員会教育総務部

長崎市監査委員

第1 監査の種類

行政監査

第2 監査の対象

部局名	所属名	公の施設
市民生活部	人権男女共同参画室	長崎市民会館
原爆被爆対策部 (原爆資料館)	平和推進課	長崎原爆資料館
市民健康部	地域保健課	長崎市夜間急患センター
こども部	こども政策課	長崎市立白菊寮
商工部	商工振興課	長崎市市民生活プラザ
文化観光部	観光交流推進室	出島メッセ長崎
水産農林部	水産農林政策課	長崎市道の駅夕陽が丘そとめ
土木部	土木総務課	長崎市総合運動公園
建築部	建築総務課	長崎市営住宅及び共同施設（A地区）
東総合事務所	地域福祉課	長崎市古賀地区市民センター
北総合事務所	地域福祉課	長崎市外海ふるさと交流センター
教育総務部	生涯学習課	長崎市民会館

第3 監査の範囲

令和3年度を中心に、指定管理に係る協定書に基づき、適正なモニタリングを実施しているかを重点項目とした。

第4 監査の期間

令和4年8月3日から令和5年1月27日まで

第5 監査の着眼点

- 1 主な着眼点
 - (1) 指定管理者の指定手続き
 - (2) モニタリング状況

第6 監査の実施内容

指定管理に係る協定書に基づき、必要な承認手続きを行っているか、また、事業報告書等の書類提出を求めモニタリングを行っているかを中心に関係書類を抽出により検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を行った。

第7 監査の結果

長崎市監査基準に基づき監査を行った。

監査の結果は次に述べるとおりである。

市民生活部人権男女共同参画室 [長崎市民会館]

1 施設の概要

- (1) 名 称 長崎市民会館
- (2) 設置目的 市民の文化的教養の向上及び体育の振興を図るとともに、男女共同参画を推進し、もって福祉の増進に寄与するため
- (3) 所在地 長崎市魚の町5番1号
- (4) 施設概要 市民会館（文化ホール・市民体育館）、中央公民館、男女共同参画推進センター

2 指定管理の概要

- (1) 指定管理者 株式会社NBCソシア
- (2) 指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日
- (3) 選定方法 公募
- (4) 指定管理料 男女共同参画推進センター分
(令和3年度) 委託料 33,516千円
- (5) 利用料金制 あり
- (6) 指定管理者の業務の範囲
 - ア 事業の実施に関する業務（中央公民館及び男女共同参画推進センターの事業）
 - イ 施設の運営に関する業務（施設の受付、案内等）
 - ウ 施設及び設備の維持管理に関する業務（施設及び設備の保守点検等）
 - エ その他の業務（事業計画書及び収支予算書の作成等）

3 施設利用者数（男女共同参画推進センター分）

施設利用者数の推移は、次表のとおりである。

令和3年度の施設利用者数は24,750人で、前年度に比べ780人（3.3%）増加している。

（単位：人・%）

年 度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	前年度比較	増減率
利用者数	51,979	53,192	48,194	23,970	24,750	780	3.3

注 年号については、30年度以前は「平成」を、元年度以降は「令和」を表す。

4 監査の結果

公の施設の指定管理事務に係るモニタリングその他の事務について、おおむね適正に執行されているものと認められた。

原爆資料館平和推進課 [長崎原爆資料館]

1 施設の概要

- (1) 名 称 長崎原爆資料館
- (2) 設置目的 原子爆弾により被爆した都市の使命として、被爆の実相と長崎市民の平和への願いを広く国の内外に伝え、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に寄与するため
- (3) 所在地 長崎市平野町7番8号
- (4) 施設概要 常設展示室1・2、企画展示室、ホール、平和学習室、図書室、駐車場など

2 指定管理の概要

- (1) 指定管理者 長崎平和施設管理グループ
- (2) 構成団体 株式会社司コーポレーション(代表団体)
株式会社城保安警備
株式会社長崎ガードシステム
- (3) 指定期間 令和元年9月1日～令和6年8月31日
- (4) 選定方法 公募
- (5) 指定管理料(令和3年度) 委託料 110,244千円
- (6) 利用料金制 あり
- (7) 指定管理者の業務の範囲
 - ア 原爆資料館の貸館及び運営に関する業務(施設の受付、案内、利用許可等)
 - イ 施設(外構を含む)の維持管理に関する業務(施設の保守点検等)
 - ウ 事業実施における報告等の業務(事業計画書及び収支予算書の作成等)

3 施設利用者数

施設利用者数の推移は、次表のとおりである。

令和3年度の施設利用者数は310,116人で、前年度に比べ73,806人(31.2%)増加している。

(単位：人・%)

年 度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	前年度比較	増減率
利用者数	705,314	678,347	692,647	236,310	310,116	73,806	31.2

注 年号については、30年度以前は「平成」を、元年度以降は「令和」を表す。

4 監査の結果

公の施設の指定管理事務に係るモニタリングその他の事務について、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

また、軽微な事項については、口頭で指導したので記述を省略した。

(1) 利用料金に係る承認について

利用料金は、条例及び規則に規定する額を基準として、あらかじめ市長の承認を受けて定めなければならないと協定書第 35 条に規定しているが、附属設備利用料金の単位（回数、時間等）がないまま承認しており、また、その一部に承認漏れや記載誤りがあった。

適正な事務処理を行われたい。

(2) 自主事業に係る承認について

自主事業について、あらかじめ市に実施計画書案を提出し、市の承認を得たうえで実施するものと協定書第 14 条に規定しているが、「ロッカーサービス」について、公募時の提案書に記載がある自主事業は、承認行為が必要ないと誤認し、承認を行わず実施させていた。

指定管理者に対し、市の承認を受けるよう指示するとともに、適正な事務処理を行われたい。

(3) 公の施設ではない財産の管理について

公の施設ではない三菱兵器住吉トンネル工場（跡）（長崎市住吉町にある被爆遺構）について、「見学の許可に関する業務」を協定書第12条に規定し、指定管理業務として指定管理者に行わせていた。

指定管理者制度は、公の施設として設置された施設に対し適用される制度であることを認識し、適正な事務処理を行われたい。

(4) 運営実績による納付金の納付年度について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和 3 年度の対応として、委託料を増額し、決算時に利用料金収入が指定管理者の提案額を超えた金額は全額を市へ納付するとの変更協定を締結している。

納付を求める金額は正確であるが、調定日が令和 4 年 4 月 28 日であるため、令和 4 年度の収入とすべきであるが、令和 3 年度の収入としていた。

適正な事務処理を行われたい。

(5) 年間事業計画書に係る承認について

年間事業計画書は、市が指定する期日までに提出し、承認を得なければならないと協定書第 42 条に規定しているが、主に維持管理業務が記載された年間スケジュールを承認したのみで、年間事業計画書を提出させていないため、事業内容や収支予算が不明であった。また、提出された年間スケジュールも誤りが散見された。

指定管理者に対し、必要な書類を提出するよう指示するとともに、適正な事務処理を行われたい。

(6) 事業報告書について

事業報告書により、管理業務の実施状況や利用状況、管理経費の収支状況等を把握する必要があるが、協定書に定める必要な報告事項の漏れや、誤った係数・表記での報告が散見された。

指定管理者に対し、適正な内容が記載された報告書を提出するよう指示するとともに、施設の管理運営状況を適切に把握されたい。

(7) 第三者への業務委託に係る承認について

第三者への業務委託について、協定書第 22 条に規定する市の承認を得ないまま、第三者へ委託していた業務があった。

指定管理者に対し、市の承認を得るよう指示するとともに、適正な事務処理を行われたい。

(8) 売店及び喫茶室運営について

売店及び喫茶室の運営については、収益が生じた場合の取り扱いをあらかじめ協議を行わなければならないと協定書第 13 条に規定しているが、「あらかじめ」の意味を会計年度毎の収支決算の結果、収益が出た場合のみ協議するものと誤認していたため、事前に協議を行っていなかった。

また、年度事業報告書については、利用料金の収入実績及び管理経費等の収支状況等を提出しなければならないと協定書第 43 条に規定しているが、売上金額の提出しか求めていなかった。

協定書の内容を理解のうえ、指定管理者に対し、必要な書類を提出するよう指示するとともに、適正な事務処理を行われたい。

(9) 指定管理業務の実施体制について

指定管理業務の実施にあたっては、あらかじめその実施体制及び各業務担当者を市に届け出なければならないと協定書第 19 条に規定しているが、常勤職員 4 名分しか提出させておらず、全体の実施体制が把握できなかった。

指定管理者に対し、必要な書類を提出させ、実施体制及び各業務担当者を確実に把握されたい。

(10) 事故報告について

事故等が生じたときは、遅滞なく市にその状況を報告するとともに、事故等のてん末を書面により市に報告しなければならないと協定書第 44 条に規定している。

しかしながら、令和 3 年 11 月分の報告書に「修学旅行の大型バスによる衝突事故が 2 件発生した」旨の記載があったが、平和推進課が報告内容を見落としていたため、同課には事故が発生したとの認識がなかった。

監査期間中に、同課が指定管理者に事故の有無を確認したところ、駐車場業務日誌に事故が発生したとの記載はあったものの、学校名や事故発生時の児童生徒の乗車の有無など詳細な記録は一切残っておらず、実際に事故が発生したのは 11 月ではなく 10 月であった。

指定管理者に対し、事故発生時のてん末を書面により市に報告するよう指示するとともに、衝突箇所の復元状況や事故の経緯など詳細を確認し、事故の状況を適切に把握されたい。

(11) エントランスロビー屋根ガラス遮光ネット設置工事について

施設の整備、改修は、長崎市の責任分担として協定書別紙 5 に規定しているが、指定管理者からの申し出を受け、エントランスロビー屋根ガラス遮光ネット設置工事を指定管理者の負担により行わせていた。

協定書の内容を理解のうえ、適正な事務処理を行われたい。

(12) モニタリングについて

毎年度、指定管理者制度モニタリングチェックリストにより評価を行っているが、「事業報告書が提出されているか」について、協定書に定める必要な報告事項の漏れや、誤った係数・表記での報告が散見されたにもかかわらず、評価は「良好」となっている。「事業計画書どおり事業が実施されているか」について、主に維持管理業務が記載された年間スケジュールを承認したのみで、年間事業計画書を提出させていないにもかかわらず、評価は「良好」となっている。「外部委

託先は適正か」について、必要な市の承認を行っていないにもかかわらず、評価は「良好」となっている。「緊急時の対応は適正か」について事故の詳細な記録が残されていないにもかかわらず、評価は「良好」となっている。「業務を実施するための適正な人員配置がなされているか」について、実施体制及び各業務担当者を市に届け出させていないにもかかわらず、評価は「良好」となっている。

モニタリングについては、書類、聴取、現地確認等を確実にを行い、適切に評価を行われたい。

5 監査委員の意見

平和推進課に対しては、令和元年度に実施した財政援助団体等監査において、長崎市永井隆記念館における第三者への業務委託に係る承認の不備や不適正な公文書作成等について指摘したところである。

それに対する市長が講じた措置として、「同記念館に限らず所管する他の指定管理施設についても、同様の誤りが発生しないよう再度協定書の内容確認を行うとともに、モニタリングについては、他施設も参考にしながら確実な評価を行った。」との通知がなされたところである。

しかしながら、今回の監査においても、改善を要する事項が多岐にわたり、指定管理者から提出された書類の確認作業の杜撰さはもとより、大型バスの衝突事故を把握しておらず、また、市の責任において行うべき施設の改修を指定管理者の負担により行わせるという事態が発生している。このまま指定管理者の監視・監督を怠ると大きなリスクを見逃し、重大な事態を招きかねない。

これらは、指定管理に係る協定書やモニタリングに対する理解が極めて不十分で、「原爆資料館の管理運営は、指定管理者に任せている。」という認識によるものと推察され、管理権限の委任は行っているにしても、最終責任は、設置者である長崎市にあることの理解が欠落していることによるものと思われる。

また、本監査は、地方自治法第199条第2項に基づく行政監査であり、例年、実施している同条第7項に基づく財政援助団体等監査ではないため、直接、指定管理者を監査の対象とはしていないが、平和推進課から提出された書類を審査した限りにおいては、公の施設が適切に管理されているのか疑念が残るところである。

今回、監査した結果、令和元年度の監査結果が未だに生かされておらず、監査委員に通知があった前述の措置は、実行性を伴っていなかったことが明らかになったところであり、誠に遺憾である。

平和推進課は、監査結果を真摯に受け止め、このような事態を今後繰り返さないという決意のもと、指定管理者制度に関する根本的な理解を深めるとともに、モニタリング機能の重要性について再認識されたい。

また、今回の監査結果を契機に、指定管理者を交え協定書等に定める事項を再確認するとともに、問題が生じた根本要因の分析とそれに基づく抜本的な改善に向けた取組を強く求めるものである。

市民健康部地域保健課 [長崎市夜間急患センター]

1 施設の概要

- (1) 名 称 長崎市夜間急患センター
- (2) 設置目的 夜間等において救急の医療を必要とする者に対し、応急の医療を行うため
- (3) 所在地 長崎市栄町2番22号 長崎市医師会館1階
- (4) 施設概要 診療室、待合ロビー、受付及びカルテ室、当直室、休憩室など

2 指定管理の概要

- (1) 指定管理者 一般社団法人長崎市医師会
- (2) 指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日
- (3) 選定方法 非公募
- (4) 指定管理料（令和3年度） 委託料 356,414千円
- (5) 利用料金制 なし
- (6) 指定管理者の業務の範囲
 - ア 救急の医療を必要とする者への応急の医療に関する業務（救急の医療を必要とする者への診療等）
 - イ 夜間急患センターの施設及び設備の維持管理に関する業務（施設及び設備の保守点検等）
 - ウ 夜間急患センターの使用料等の徴収に関する業務（診療報酬に係る関係機関への請求等）
 - エ その他の業務（事業計画書及び収支予算書の作成等）

3 施設利用者数

施設利用者数の推移は、次表のとおりである。

令和3年度の施設利用者数は14,798人で、前年度に比べ1,987人（15.5%）増加している。

（単位：人・%）

年 度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	前年度比較	増減率
利用者数	13,562	12,354	11,938	12,811	14,798	1,987	15.5

注 年号については、30年度以前は「平成」を、元年度以降は「令和」を表す。

4 監査の結果

公の施設の指定管理事務に係るモニタリングその他の事務について、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

また、軽微な事項については、口頭で指導したので記述を省略した。

(1) 年間事業計画書に係る承認について

年間事業計画書は、市が指定する期日までに提出し、承認を得なければならないと協定書第 34 条に規定しているが計画書を提出させておらず、承認の手続きを行っていない。

指定管理者に対し、市の承認を受けるよう指示するとともに、適正な事務処理を行われたい。

(2) 収支予算書について

翌年度分の収支予算書を毎年度 9 月末までに作成し、市が指定する日までに提出しなければならないと協定書別紙 3 に規定しているが、提出させていない。

指定管理者に対し、提出するよう指示するとともに、適正な事務処理を行われたい。

(3) 指定管理者が行う修繕の実施について

指定管理者が行う施設の修繕は、1 件当たりの金額が 10 万円未満のものと協定書別紙 3 に規定しているが、1 件当たり 10 万円を超える 137,500 円の修繕を行っている。

また、指定管理者が行う施設の修繕は、委託料に含めて支払う修繕料の範囲内で行うと協定書別紙 4 に規定しているが、その範囲を超える修繕を指定管理者が行い、その費用 22,410 円を負担している。

指定管理者に対し、修繕料の額を遵守するよう指示するとともに、適正な事務処理を行われたい。

(4) 第三者への業務委託に係る承認について

第三者への業務委託について、協定書第 18 条に規定する市の承認を得ていないもの及び市内の有資格者以外に委託する場合に必要な理由書を提出しないまま、第三者へ委託していた業務があった。

また、業務名の記載しかなく、請負業者がわからないことから、長崎市内に本社を有する本市の有資格者であるかどうか、理由書が必要かどうかの判断ができないものがあった。

指定管理者に対し、必要な書類を提出するよう指示するとともに、適正な事務処理を行われたい。

(5) モニタリングについて

毎年度、指定管理者制度モニタリングチェックリストにより評価を行っているが、「事業計画書どおり事業が実施されているか」について、年間事業計画書が提出されていないにもかかわらず、評価は「良好」となっている。

「外部委託先は適正か」について、提出された第三者委託承認願は業務名の記載しかなく、承認の判断ができないものや市の承認を得ていない業務等があるにもかかわらず、評価は「良好」となっている。

モニタリングについては、書類、聴取、現地確認等を確実にを行い、適切に評価を行われたい。

こども部こども政策課 [長崎市立白菊寮]

1 施設の概要

- (1) 名 称 長崎市立白菊寮
- (2) 設置目的 配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うため
- (3) 所在地 長崎市大手1丁目2番5号
- (4) 施設概要 母子室、相談室、集会室、共同調理室、事務室、管理人室など

2 指定管理の概要

- (1) 指定管理者 一般社団法人ひとり親家庭福祉会ながさき
- (2) 指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日
- (3) 選定方法 公募
- (4) 指定管理料（令和3年度） 委託料 24,466千円
- (5) 利用料金制 なし（施設使用に係る使用料なし）
- (6) 指定管理者の業務の範囲
 - ア 入所者の自立促進に関する業務（母子の保護、退所者への支援等）
 - イ 施設及び設備の維持管理に関する業務（保守点検、備品の管理等）
 - ウ その他の業務（事業計画書及び収支予算書の作成等）

3 施設利用世帯数

施設利用世帯数の推移は、次表のとおりである。
令和3年度の施設利用世帯数は32世帯で、前年度に比べ8世帯（33.3%）増加している。

（単位：世帯・%）

年 度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	前年度比較	増減率
利用世帯数	31	35	26	24	32	8	33.3

注 年号については、30年度以前は「平成」を、元年度以降は「令和」を表す。

4 監査の結果

公の施設の指定管理事務に係るモニタリングその他の事務について、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

また、軽微な事項については、口頭で指導したので記述を省略した。

(1) 年間事業計画書に係る承認について

年間事業計画書は、市が指定する期日までに提出し、承認を得なければならぬと協定書第 33 条に規定されており、指定管理者から承認申請を受理しているものの、承認手続きを行っていない。

適正な事務処理を行われたい。

商工部商工振興課 [長崎市市民生活プラザ]

1 施設の概要

- (1) 名称 長崎市市民生活プラザ
- (2) 設置目的 市民の交流の場を提供し、もって豊かな市民生活の向上に資するため
- (3) 所在地 長崎市築町3番18号 メルカつきまち5階・6階
- (4) 施設概要 5階 会議室、ホール、控室など
6階 調整室、控室

2 指定管理の概要

- (1) 指定管理者 有限会社ステージプランニングエル
- (2) 指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日
- (3) 選定方法 公募
- (4) 指定管理料 (令和3年度) 委託料 11,967千円
- (5) 利用料金制 あり
- (6) 指定管理者の業務の範囲
 - ア 施設の運営に関する業務 (施設の受付、案内等)
 - イ 施設及び設備の維持管理に関する業務 (施設及び設備の保守点検等)
 - ウ その他の業務 (事業計画書及び収支予算書の作成等)

3 施設利用件数

施設利用件数の推移は、次表のとおりである。

令和3年度の施設利用件数は550件で、前年度に比べ77件(16.3%)増加している。

(単位:件・%)

年 度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	前年度比較	増減率
利用件数	1,011	892	814	473	550	77	16.3

注 年号については、30年度以前は「平成」を、元年度以降は「令和」を表す。

4 監査の結果

公の施設の指定管理事務に係るモニタリングその他の事務について、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

また、軽微な事項については、口頭で指導したので記述を省略した。

(1) 開館時間及び休館日に係る承認について

開館時間及び休館日について、市の承認を得て指定管理者が定めると長崎市市民生活プラザ条例第5条に規定されており、指定管理者から承認申請を受理しているものの、承認手続きを行っていない。

適正な事務処理を行われたい。

(2) 利用料金の決定、減免及び返還の基準に係る承認について

利用料金の決定、減免及び返還の基準について、市の承認を得なければならないと協定書第34条から第36条までに規定されており、指定管理者から承認申請を受理しているものの、承認手続きを行っていない。

適正な事務処理を行われたい。

(3) 審査基準等に係る承認について

利用の許可に関する審査基準等について、市の承認を得なければならないと協定書第29条に規定されており、指定管理者から承認申請を受理しているものの、承認手続きを行っていない。

適正な事務処理を行われたい。

文化観光部観光交流推進室 [出島メッセ長崎]

1 施設の概要

- (1) 名称 出島メッセ長崎
- (2) 設置目的 学会、大会、展示会等の開催の場を提供し、国内外の人々の来訪及び交流を促すことにより、交流人口の拡大を図り、もって本市経済の活性化に寄与するため
- (3) 所在地 長崎市尾上町4番1号
- (4) 施設概要 1階 イベント・展示ホール、会議室、管理事務室など
2階 コンベンションホール、会議室など
駐車場

2 指定管理の概要

- (1) 指定管理者 株式会社ながさきMICE
- (2) 指定期間 令和2年1月1日～令和23年10月31日
- (3) 選定方法 非公募
- (4) 指定管理料 0円
- (5) 利用料金制 あり
- (6) 指定管理者の業務の範囲
 - ア メッセの利用を許可すること
 - イ 許可に条件を付けること
 - ウ メッセの利用の中止を承認すること
 - エ メッセの利用に係る指示をすること
 - オ メッセの利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずること
 - カ その他管理物件を維持管理し、運営すること
 - キ 市及び指定管理者が協議の上、合意した業務

3 施設利用者数 (令和3年11月1日供用開始)

令和3年度の施設利用者数は、次表のとおりである。

(単位：人)

月	11月	12月	1月	2月	3月	計
利用者数	65,485	50,160	8,510	8,482	83,740	216,377

4 監査の結果

公の施設の指定管理事務に係るモニタリングその他の事務について、次のとおり

改善を要する事項が見受けられた。

また、軽微な事項については、口頭で指導したので記述を省略した。

(1) 月次報告書について

月次報告書により、管理業務の実施状況等を把握する必要があるが、協定書第44条に規定する報告事項に一部漏れがあった。

指定管理者に対し、適正な内容が記載された報告書を提出するよう指示するとともに、施設の管理運営状況を適切に把握されたい。

(2) 協力会社の業務実施場所の使用について

事業契約書第70条及び協定書第17条において、業務の実施に伴い必要となる場所について、指定管理者は市の事前の書面による承諾を得て、各協力会社等に使用させることができると規定されているが、事前の承諾に関する手続きがなされていない。

指定管理者に対し、承諾手続きを行うよう指示されたい。

(3) モニタリングについて

指定管理者制度モニタリングチェックリストにより評価を行っているが、「必要な報告（日報、月報、年報）がなされているか」について、報告事項に一部漏れがあったにもかかわらず、評価は「適正に行われている」となっている。

モニタリングについては、書類、聴取、現地確認等を確実にを行い、適切に評価を行われたい。

水産農林部水産農林政策課 [長崎市道の駅夕陽が丘そとめ]

1 施設の概要

- (1) 名称 長崎市道の駅夕陽が丘そとめ
- (2) 設置目的 地元産品にふれあう場及び地域の情報を提供し、もって地域の振興及び道路利用者の利便性の向上に資するため
- (3) 所在地 長崎市東出津町 149 番地 2
- (4) 施設概要 物産販売所、レストラン、テイクアウト館、事務室、トイレ、駐車場など

2 指定管理の概要

- (1) 指定管理者 そとめ「食」と「農」の架け橋
- (2) 構成団体 長崎西彼農業協同組合（代表団体）
株式会社外海久栄
- (3) 指定期間 令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
- (4) 選定方法 公募
- (5) 指定管理料（令和 3 年度） 委託料 5,489 千円
- (6) 利用料金制 なし（施設使用に係る使用料なし）
- (7) 指定管理者の業務の範囲
 - ア 施設の運営に関する業務（物産販売所の運営等）
 - イ 施設及び設備の維持管理に関する業務（施設及び設備の保守点検等）
 - ウ その他の業務（事業計画書及び収支予算書の作成等）

3 施設利用者数

施設利用者数の推移は、次表のとおりである。

令和 3 年度の施設利用者数は 159,071 人で、前年度に比べ 14,489 人（8.3%）減少している。

（単位：人・%）

年 度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	前年度比較	増減率
利用者数	200,663	213,941	198,937	173,560	159,071	△14,489	△8.3

注 年号については、30 年度以前は「平成」を、元年度以降は「令和」を表す。

4 監査の結果

公の施設の指定管理事務に係るモニタリングその他の事務について、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

また、軽微な事項については、口頭で指導したので記述を省略した。

(1) 年間事業計画書に係る承認について

年間事業計画書は、市が指定する期日までに提出し、承認を得なければならないと協定書第 37 条に規定されており、指定管理者から計画書の提出はなされているものの、承認手続きを行っていない。

適正な事務処理を行われたい。

土木部土木総務課 [長崎市総合運動公園]

1 施設の概要

- (1) 名称 長崎市総合運動公園
- (2) 設置目的 大規模な競技会の開催が可能な高規格・高水準のスポーツ施設、市民が気軽に利用できるレクリエーション施設を有する、全市的なスポーツ・レクリエーション活動の拠点とするため
- (3) 所在地 長崎市柿泊町、小江町
- (4) 施設概要 [有料施設] 陸上競技場、補助競技場、投てき練習場、野球場、庭球場
[無料施設] 多目的広場、運動広場、ちびっこ広場
[その他施設] 駐車場、管理事務所など

2 指定管理の概要

- (1) 指定管理者 株式会社長崎消毒社
- (2) 指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日
- (3) 選定方法 公募
- (4) 指定管理料(令和3年度) 委託料 102,795千円
- (5) 利用料金制 あり
- (6) 指定管理者の業務の範囲
 - ア 施設の運営に関する業務(施設の受付、案内等)
 - イ 施設及び設備の維持管理に関する業務(施設及び設備の保守点検等)
 - ウ その他の業務(事業計画書及び収支予算書の作成等)

3 施設利用者数

施設利用者数の推移は、次表のとおりである。
令和3年度の施設利用者数は196,577人で、前年度に比べ46,415人(19.1%)減少している。

(単位:人・%)

年 度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	前年度比較	増減率
利用者数	288,911	286,818	252,221	242,992	196,577	△46,415	△19.1

注 年号については、30年度以前は「平成」を、元年度以降は「令和」を表す。

4 監査の結果

公の施設の指定管理事務に係るモニタリングその他の事務について、おおむね

適正に執行されているものと認められた。
また、軽微な事項については、口頭で指導したので記述を省略した。

建築部建築総務課 [長崎市営住宅及び共同施設(A地区)]

1 施設の概要

- (1) 名 称 長崎市営住宅及び共同施設(A地区)
- (2) 設置目的 国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため
- (3) 所在地 長崎市滑石6丁目ほか
- (4) 施設概要 長崎市営滑石住宅及び共同施設ほか41団地

2 指定管理の概要

- (1) 指定管理者 公営住宅管理共同企業体
- (2) 構成団体 株式会社エルベック(代表団体)
株式会社西日本ビルサービス
- (3) 指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日
- (4) 選定方法 公募
- (5) 指定管理料(令和3年度) 委託料 223,644千円
- (6) 利用料金制 なし(家賃及び駐車場の使用料あり)
- (7) 指定管理者の業務の範囲
 - ア 事業の実施に関する業務(市営住宅入居者等からの相談等窓口業務等)
 - イ その他の業務(事業計画書及び収支予算書の作成等)

3 施設数

施設数の推移は、次表のとおりである。

(単位：団地・戸)

年 度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
管理団地数	16	16	16	42	42
管理戸数	2,825	2,893	2,815	4,587	4,587

注 年号については、30年度以前は「平成」を、元年度以降は「令和」を表す。

4 監査の結果

公の施設の指定管理事務に係るモニタリングその他の事務について、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

また、軽微な事項については、口頭で指導したので記述を省略した。

(1) 第三者への業務委託に係る承認について

第三者への業務委託について、協定書第 19 条に規定する市の承認を得ていないもの及び市内の有資格者以外に委託する場合に必要な理由書を提出しないまま、第三者へ委託していた業務があった。

指定管理者に対し、市の承認を得るよう指示するとともに、適正な事務処理を行われたい。

(2) 年間事業計画書及び修繕工事単価表に係る承認について

年間事業計画書及び修繕工事単価表は、市が指定する期日までに提出し、承認を得なければならないと協定書第 37 条に規定されており、指定管理者から承認申請を受理しているものの、承認の手続きを行っていない。

適正な事務処理を行われたい。

(3) モニタリングについて

毎年度、指定管理者制度モニタリングチェックリストにより評価を行っているが、「外部委託先は適正か」について、第三者への委託の承認手続きを行っておらず、市内の有資格者以外に委託する場合に必要な理由書も提出されていないにもかかわらず、「良好」となっている。

モニタリングについては、書類、聴取、現地確認等を確実にを行い、適切に評価を行われたい。

1 施設の概要

- (1) 名 称 長崎市古賀地区市民センター
- (2) 設置目的 市民にコミュニティ活動の場を提供し、もって住みよい地域社会づくりの推進に資するため
- (3) 所在地 長崎市古賀町 948 番地 1
- (4) 施設概要 1階 事務室、研修室など
2階 研修室、多目的室など
体育館

2 指定管理の概要

- (1) 指定管理者 古賀地区市民センター運営委員会
- (2) 指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日
- (3) 選定方法 非公募
- (4) 指定管理料 (令和3年度) 委託料 8,952 千円
- (5) 利用料金制 あり
- (6) 指定管理者の業務の範囲
 - ア 事業の実施に関する業務 (市民センター主催行事の実施)
 - イ 施設の運営に関する業務 (施設の受付、案内等)
 - ウ 施設及び設備の維持管理に関する業務 (施設及び設備の日常点検等)
 - エ その他の業務 (事業計画書及び収支予算書の作成等)

3 施設利用者数

施設利用者数の推移は、次表のとおりである。

令和3年度の施設利用者数は20,789人で、前年度に比べ1,290人(5.8%)減少している。

(単位：人・%)

年 度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	前年度比較	増減率
利用者数	32,344	34,397	34,632	22,079	20,789	△1,290	△5.8

注 年号については、30年度以前は「平成」を、元年度以降は「令和」を表す。

4 監査の結果

公の施設の指定管理事務に係るモニタリングその他の事務について、おおむね適正に執行されているものと認められた。

また、軽微な事項については、口頭で指導したので記述を省略した。

1 施設の概要

- (1) 名称 長崎市外海ふるさと交流センター
- (2) 設置目的 市民の交流及び神ノ浦港を利用する船客の利便を図るとともに、地域の活性化に資するため
- (3) 所在地 長崎市神浦江川町 657 番地 2
- (4) 施設概要
 - 1階 切符売場
 - 2階 フロント、レストラン、事務室など
 - 3階 会議室、娯楽室など
 - 4階 客室

2 指定管理の概要

- (1) 指定管理者 株式会社外海イン
- (2) 指定期間 平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
- (3) 選定方法 非公募
- (4) 指定管理料 (令和 3 年度) 委託料 14,764 千円
- (5) 利用料金制 あり
- (6) 指定管理者の業務の範囲
 - ア 施設の運営に関する業務 (施設の受付、案内等)
 - イ 施設及び設備の維持管理に関する業務 (施設及び設備の保守点検等)
 - ウ その他の業務 (事業計画書及び収支予算書の作成等)

3 施設利用者数

施設利用者数の推移は、次表のとおりである。

令和 3 年度の施設利用者数は 16,389 人で、前年度に比べ 1,968 人 (10.7%) 減少している。

(単位：人・%)

年 度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	前年度比較	増減率
利用者数	25,614	29,480	28,339	18,357	16,389	△1,968	△10.7

注 年号については、30 年度以前は「平成」を、元年度以降は「令和」を表す。

4 監査の結果

公の施設の指定管理事務に係るモニタリングその他の事務について、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

また、軽微な事項については、口頭で指導したので記述を省略した。

(1) 利用料金の減免及び返還の基準に係る承認について

利用料金の減免及び返還の基準について、協定書第 35 条及び第 37 条に規定する承認手続きを行っていない。

指定管理者に対し、市の承認を受けて基準を定めるよう指示するとともに、適正な事務処理を行われたい。

(2) 審査基準等に係る承認について

利用の許可に関する審査基準等について、協定書第 29 条に規定する承認手続きを行っていない。

指定管理者に対し、市の承認を受けて基準を定めるよう指示するとともに、適正な事務処理を行われたい。

(3) 第三者への業務委託に係る承認について

第三者への業務委託について、協定書第 21 条に規定する市の承認を得ないまま、第三者へ委託していた業務があった。

また、承認申請があった業者では、一部履行できない業務があるにもかかわらずビル管理委託業務として一括して委託することを承認していた。

指定管理者に対し、業務内容に応じた業者の選定を行い、市の承認を得るよう指示するとともに、適正な事務処理を行われたい。

(4) レストラン業務について

レストラン業務は、協定書第 12 条に本業務として位置付けてあるものの、令和 4 年 4 月 1 日の指定管理開始当初から実施されておらず、そのことについて、指定管理者からの申し出もなく協議も行っていない。

今後の業務の在り方について、指定管理者と協議し、早急に対応されたい。

(5) モニタリングについて

毎年度、指定管理者制度モニタリングチェックリストにより評価を行っているが、「事業計画書どおり事業が実施されているか。」について、レストラン業務が実施されていないにもかかわらず、評価は「普通」となっている。「利用料

金の管理は適正か」について、利用料金の減免及び返還の基準を承認していないにもかかわらず、評価は「適正に行われている」となっている。「外部委託先は適正か」について、履行できない業者への第三者委託を承認し、必要な市の承認を行っていないにもかかわらず、評価は「良好」となっている。

モニタリングについては、書類、聴取、現地確認等を確実にを行い、適切に評価を行われたい。

教育総務部生涯学習課 [長崎市民会館]

1 施設の概要

- (1) 名 称 長崎市民会館
- (2) 設置目的 市民の文化的教養の向上及び体育の振興を図るとともに、男女共同参画を推進し、もって福祉の増進に寄与するため
- (3) 所在地 長崎市魚の町5番1号
- (4) 施設概要 市民会館（文化ホール・市民体育館）、中央公民館、男女共同参画推進センター

2 指定管理の概要

- (1) 指定管理者 株式会社NBCソシア
- (2) 指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日
- (3) 選定方法 公募
- (4) 指定管理料 市民会館及び中央公民館分
(令和3年度) 委託料 152,314千円
- (5) 利用料金制 あり
- (6) 指定管理者の業務の範囲
 - ア 事業の実施に関する業務（中央公民館及び男女共同参画推進センターの事業）
 - イ 施設の運営に関する業務（施設の受付、案内等）
 - ウ 施設及び設備の維持管理に関する業務（施設及び設備の保守点検等）
 - エ その他の業務（事業計画書及び収支予算書の作成等）

3 施設利用者数（市民会館及び中央公民館分）

施設利用者数の推移は、次表のとおりである。

令和3年度の利用者数は229,277人で、前年度に比べ37,236人（19.4%）増加している。

（単位：人・%）

年 度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	前年度比較	増減率
利用者数	425,169	417,234	401,315	192,041	229,277	37,236	19.4

注 年号については、30年度以前は「平成」を、元年度以降は「令和」を表す。

4 監査の結果

公の施設の指定管理事務に係るモニタリングその他の事務について、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

また、軽微な事項については、口頭で指導したので記述を省略した。

(1) 第三者への業務委託に係る承認について

第三者への業務委託について、協定書第 21 条に規定する市の承認を得ないまま、第三者へ委託していた業務があった。

また、承認申請があった業者では、一部履行できない業務があるにもかかわらず承認していた。

指定管理者に対し、業務内容に応じた業者の選定を行い、市の承認を得るよう指示するとともに、適正な事務処理を行われたい。

(2) モニタリングについて

毎年度、指定管理者制度モニタリングチェックリストにより評価を行っているが、「外部委託先は適正か」について、履行できない業者への第三者委託を承認し、必要な市の承認を行っていないにもかかわらず、「良好」となっている。

モニタリングについては、書類、聴取、現地確認等を確実にを行い、適切に評価を行われたい。

監査委員の意見

監査結果については、前述のとおりだが監査委員として次のとおり意見を述べる。

1 指定管理者制度の運用について

[行政体制整備室]

長崎市においては、モニタリングの実施方法等を定めた指定管理者制度に関する指針や協定書（記載例）等のマニュアルを整備するとともに、公の施設を所管する全ての所属に対し、基礎編（制度の目的や趣旨の理解）や過去の監査委員の指摘事例を掲載している運営編（制度に関する知識や具体的な実務の習得）等の充実した研修を実施しているところである。

指定管理業務については、毎年度、公募・非公募それぞれ1施設を抽出し監査を実施してきたところであるが、依然として適切なモニタリングが行われていないことから、今回、原則として各部局1施設を抽出し監査を実施したところである。

しかしながら、今回の監査結果においても依然として協定書やモニタリングに対する各所属の理解が不足しており、モニタリング機能が実質的に機能していないとの印象を受ける所属もあった。

長崎市における指定管理者制度の導入から相当期間が経過し、それぞれの施設での指定管理開始や複数回の更新を経る中で、所管所属において制度に対する理解度や施設に関する情報量が低下するとともに、職員自らが責任を持つべき公の施設の管理運営について、意識の希薄化も見られるところであり、今後、公の施設の管理運営が適切に行われるのか憂慮するものである。

指定管理者制度は、施設の管理権限を委任しているものであり、その責任は最終的に設置者である長崎市にあり、指定管理者の監視・監督を怠ると大きなリスクを見逃すことになりかねない。

特に、モニタリングについては、指定管理者が公の施設の設置目的を理解し、適正な管理運営・良好なサービスの提供を行っているかを監視・監督し、次年度以降の業務内容等に反映させるものであることから、公の施設の設置者としての責任をしっかりと認識して制度の運用に取り組む必要がある。

公の施設を所管する所属の全職員に対し、本制度に対する根本的な理解を深めるとともにモニタリング機能の重要性について、再度、認識させるため、良好なモニタリングの事例を参考とした実践的な項目を加えるなど、さらに充実した研修を実施するとともに、より具体的な解説を付記した協定書（記載例）やモニタリング手法の具体的な事例の作成など指定管理者制度に関するマニュアルの見直しを行うことで、本制度が適正かつ有効に機能するよう今後とも取り組まれない。